



身に覚えのない荷物が届いた！！

あなたなら、どうする？

CASE1

インターネット通販会社から
自分あてに代金引換の荷物が届いた



CASE2

海外から身に覚えのない荷物が
自分あてに届いた



次の二つを必ず確認！！ (CASE1 CASE2共通)

- ① 本人に限らず、家族や友人を含めて本当に注文した覚えがないか
- ② インターネットショッピングで購入したもので届いていない商品はないか

～上記に当てはまらない場合は～

CASE 1 アドバイス

代金引換で届いた場合はすぐ支払いをせず、
配送業者に事情を話して一旦持ち帰ってもら
いましょう。

代金を支払ってしまった場合は、発送元に
身に覚えのない商品であることを伝え、返品
や返金の依頼をしましょう。

CASE 2 アドバイス

海外からの荷物が未開封の場合、受取拒否
が可能かどうか配送業者に相談しましょう。
中身によっては、海外の発送元へ返品する
行為は関税法上の問題となる可能性がありま
す。安易に返送することは避け、一定期間保
管することが望ましいでしょう。

一人で悩まないで!! **消費者ホットライン** (局番なし) **188** へご相談下さい!!

STOP！消費者被害啓発トークイベント 開催！

～自分で考え、選択、行動できる「自立した消費者」に！～

日時：令和5年9月30日(土)

会場：霞城セントラル アトリウム1F

参加申込方法 会場参加希望の方は、WEB申込フォームから

会場参加希望者の申込フォーム／

申込締切 令和5年9月29日(金) https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8929



Zoom

ウェビナーによるオンライン

同時開催



※Zoomウェビナーで参加の方は事前申し込みは要りません。当日、下記より入室ください。

Webから参加する場合：URL：<https://us02web.zoom.us/j/89281169247> パスコード：311504

Zoomアプリから参加する場合：ウェビナーID：[89281169247](https://us02web.zoom.us/j/89281169247) パスコード：311504

9月・10月の消費生活法律相談

9月 7日(木) 13:30～15:30
10月 12日(木) 13:30～15:30

※弁護士が無料でアドバイス(30分)
※電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012
山形県米沢市金池7-1-50
(置賜総合支庁1階)
電話：0238-24-0999
FAX：0238-26-6072

CREDIT CARD

クレジットカード



「翌月一括払い」のはずが??

クレジットカードの利用明細は
必ず確認しましょう!!



私はクレジットカードを使う時、レジで「一括払で」と告げ、レシートに一括と書かれていることを確認していました。ところが、後から利用明細を見ると、心当たりのないリボ払いの手数料を取られていました。

一括払いと指定したはずなのに、なぜリボ払いになったのでしょうか?

リボ専用カード、または自動リボ設定のクレジットカードを利用したため、レジで「一括払い」と告げても自動的にリボ払いになったと考えられます。

・リボ専用カードを見分けましょう。

リボ専用カードは「リボ払い」などと記載されることがありますが、「リボ専用カード」と明示されていない場合もあるため、注意しましょう。

・自動リボ設定になっていないか確認しましょう。

カード会社によっては自動リボ設定などを愛称で記載していることがあります。すぐにはリボ払いと分からない場合もあるため記載内容をよく確認しましょう。



リボ払いとは?

あらかじめ設定した一定金額を支払うクレジットカード支払い方法です。利用金額や件数に関わらず月々の支払いが一定になる一方で、毎月手数料がかかる、支払残高がわかりにくい、支払いが長期化するなど注意も必要です。

利用明細は必ず確認し、不明な点についてはカード会社に問い合わせましょう。お困りの際にはお近くの消費生活センター等(消費者ホットライン) **188** にご相談下さい。